

令和 2 年第 1 回定例会（2 月議会）

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 所管事項関係 ——

令和 2 年 2 月 2 6 日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 所管事項関係

委員会共通資料【別冊】

- 1 「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第3次）」の年次見直しについて
- 2 「第2期あきた未来総合戦略」案について

1	令和2年度健康福祉部の組織体制の見直しについて	1
2	秋田県再犯防止推進計画（案）の概要について（地域・家庭福祉課）	2
3	第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（案）の概要について（地域・家庭福祉課）	3
4	第5期秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（案）の概要について（地域・家庭福祉課）	4
5	秋田県国民健康保険団体連合会に係る特別指導監督について（国保・医療指導室）	5
6	地方独立行政法人秋田県立療育機構第3期中期計画（案）の概要について（障害福祉課）	6
7	秋田県市町村未来づくり協働プログラム～三種町プロジェクト～ 「クアオルトによるいきいきプロジェクト」の事後評価の概要について（健康づくり推進課）	27
8	秋田県母子保健計画（案）の概要について（保健・疾病対策課）	29
9	秋田県外来医療計画（案）の概要について（医務薬事課）	30
10	秋田県医師確保計画（案）の概要について（医療人材対策室）	31

令和２年度健康福祉部の組織体制の見直しについて

健 康 福 祉 部

- 令和２年度から戦没者等の遺族への特別弔慰金給付事務が発生するため、福祉政策課の監査・援護班を「監査班」、「援護班」の２班体制とし、当該事務を援護班が所掌する。
- 喫緊の課題である介護人材確保対策をより実効性のある取組とするため、長寿社会課の介護保険班の事務を整理し、新たに「介護人材対策班」を設置する。

現 行	見直し後
福祉政策課 └ 総務班 └ 企画班 └ 監査・援護班 長寿社会課 └ 調整・長寿福祉・施設班 └ 介護保険班	福祉政策課 └ 総務班 └ 企画班 └ 監査班 └ 援護班 長寿社会課 └ 調整・長寿福祉・施設班 └ 介護保険班 └ 介護人材対策班

※記載のない課室については、現行どおり。

秋田県再犯防止推進計画（案）の概要

地域・家庭福祉課

1-1 計画策定の趣旨

- 全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成18年の38.8%から48.8%（H30年）に上昇している。
- このことを踏まえ、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国で策定する再犯防止推進計画を勘案して、地方公共団体も推進計画を策定することが努力義務化された。
- 本県においても、再犯者率は48.4%（H30年）と高いことから、国・県・民間団体等の役割分担を踏まえた県計画を策定する。

1-2 計画策定の目的

円滑な社会復帰に資する社会資源を整理・活用することで、再犯を防止するとともに、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

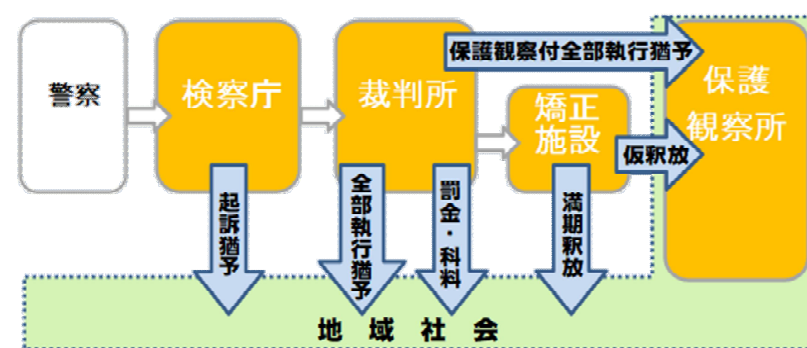
1-3 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条に基づく県計画

1-4 計画の対象者

- 計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（「犯罪をした者等」という。）とする。

【成人による刑事事件のイメージ】



1-5 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

2-1 取組の目標

刑法犯検挙者のうちの再犯者数を20%以上の減とする
574人（H30年） → 459人以下（R6年）

3-1 現状と課題

1 再犯防止を取り巻く現状

- 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居、居場所がない、高齢で身寄りがいない、障害がある、薬物に依存している、十分な教育を受けていないなど、様々な支援を必要とする人がある。

○就労の状況

- ・全国では、仕事のない人の再犯率はある人の再犯率の約3倍であり、不安定な就労が再犯に結び付きやすい。
- ・本県では、保護観察を終了した時点で約半数の人が無職となっている。

○居場所の状況

- ・全国では、刑務所満期出所者のうち約半数が適当な住居が確保されないまま出所しており、さらに帰宅先が確保されている者と比較して短期間で再犯に至っている。
- ・本県では、年間約100人が帰宅先がないために、一時的な住居を提供している民間施設に入所している。

○高齢者の状況

- ・全国では、出所後2年以内に刑務所に再入所する者のうち、高齢者の割合が全世代の中で最も高い。
- ・本県では、再犯者に占める高齢者の割合は約4割である。

2 課題

- 支援を必要とする人や刑事司法関係機関が地域のサービスに関する情報の把握が不十分であることなどから、社会の支援に繋がっていない。

3-2 取組の内容

若年者・高齢者の特性に応じた取組を重点的に実施する

- ・若年者 安定した生活に繋げるための「就労の確保」
- ・高齢者 必要なサービスに繋げるための「居場所の確保」及び「福祉サービスの提供」

1 国・県・民間団体等による連携体制の強化

- ・再犯防止推進協議会の設置
- ・関係機関・団体に対する支援窓口等の情報提供

2 就労と居場所の確保による支援

（1）就労の確保

- ・就職活動に関する相談支援
- ・生活困窮者・障害者への就労・生活支援
- ・農林水産分野における就業支援
- ・対象者を雇用する協力雇用主への県建設工事入札参加資格審査時における優遇措置
- ・県内企業に対する雇用協力の依頼周知
- ・暴力団離脱者の就労受入に協賛する企業の拡大

（2）居場所の確保

- ・県営・市町村営住宅への公平な入居機会の確保
- ・犯罪をした者等の入居を拒まない住宅の登録促進
- ・民間と協働した一時的住居の確保
- ・見守りボランティアの活動への広報支援

3 保健医療・福祉サービスの提供による支援

（1）高齢者や障害のある人への支援

- ・矯正施設退所者への福祉的支援の実施
- ・起訴猶予や執行猶予者等への福祉的支援の実施
- ・知的・精神障害者に係る他機関との連携強化

（2）薬物に依存している人への支援

- ・薬物依存症の相談支援や依存離脱プログラムの実施
- ・自助グループ等による活動への支援

4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

- ・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の一層の充実
- ・体験活動等への参加による少年の立ち直り支援

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

（1）民間協力者の活動促進

- ・県職員退職者に対する保護司等の紹介

（2）広報・啓発活動の推進

- ・社会を明るくする運動や青少年健全育成の推進

第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（案）の概要

地域・家庭福祉課

第1 計画策定の趣旨

I. 策定の背景

- 本県のひとり親家庭の世帯数は平成24年をピークに減少に転じたが、生活実態や就業環境等は依然として厳しい状況にある。
- 国では、ひとり親家庭等に対し、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおいた施策を推進している。

II. 計画の目的

- 複雑な問題を抱えるひとり親家庭を総合的かつきめ細かに支援し、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ることを目的とする。

III. 計画の位置付け

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき定める県の自立促進計画

IV. 計画期間

- 令和2年度から令和6年度（5年間）

第2 ひとり親家庭等の実態

●ひとり親世帯数（令和元年8月1日現在）

- ・母子世帯 10,251世帯
- ・父子世帯 1,518世帯

●ひとり親世帯になった理由の主なもの

- ・母子世帯
 - （離婚） 90.2%
 - （未婚の母） 6.3%
- ・父子世帯
 - （離婚） 89.3%
 - （死別） 9.6%

●就業形態

- ・母子世帯
 - 自営・常用雇用者 60.6%
 - 臨時的職員（上記以外） 31.6%
- ・父子世帯
 - 自営・常用雇用者 88.8%
 - 臨時的職員（上記以外） 5.6%

●収入の状況（年間総収入250万円未満者数）

- ・母子世帯 70.0%
- ・父子世帯 28.8% ※無回答を除く

第3 第2期計画の評価

●子育て・生活支援策の充実

- ・放課後児童クラブ数の増（H25年度225クラブ→R1年度286クラブ）

●就業支援策の推進

- ・母子世帯における常用雇用者の割合の増（H25年度45.7%→R1年度58.6%）

●経済的支援策の実施

- ・保育料助成の充実
- ・幼児教育・保育の無償化

第4 施策の基本的事項

1. 施策の基本的方向性

●母子家庭

- ・児童扶養手当等の経済的支援
- ・教育機会の確保
- ・子育てと仕事の両立
- ・就業支援
- ・養育費確保支援

●父子家庭

- ・教育機会の確保
- ・子育てと仕事の両立
- ・日常生活の支援
- ・相談機能の充実

●寡婦

- ・就業支援
- ・日常生活の支援

2. 重点的に取り組む施策

●子どもの教育機会の確保

- ・就学援助制度の情報提供
- ・子どもの学習・生活支援事業

●市町村における取組の促進

- ・相談担当職員への研修の実施
- ・各種情報提供

●相談機能の充実

- ・相談体制の充実・強化

第6 計画の推進体制

●計画の推進体制

- ・県、市町村、ハローワーク等労働関係部局、母子寡婦福祉団体、その他関係機関等が連携をしながら施策の推進を図る。

●計画の進行管理

- ・進捗状況や取組状況について、「秋田県社会福祉審議会」において計画の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

第5 具体的施策の展開

1. 子育て・生活支援策の充実

- ◇貧困の世代間連鎖を解消するため学習支援事業を推進
- ◇子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスの提供や生活の場の確保を推進
- ◇家事や育児に困った場合、必要なときに対応できるサービスの充実

2. 就業支援策の推進

- ◇就業情報の提供や資格取得、職業訓練等に対する支援を推進
- ◇ひとり親の雇用の促進、待遇改善、正規雇用化等の啓発活動の推進

3. 経済的支援策の実施

- ◇高等教育の修学支援新制度や母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用による教育費負担の軽減
- ◇子どもの進学を見据えた家計管理の支援

4. 養育費確保の支援

- ◇広報・啓発の促進や、相談・情報提供体制の充実
- ◇養育費確保対策の検討

5. 相談体制の充実

- ◇行政の相談担当者などを対象とした研修実施による相談・情報提供体制の充実
- ◇早期に支援につなげられる体制の構築

第1章 計画策定の趣旨

【趣旨】

- 人権擁護と男女平等の実現を図るため、本県における配偶者等からの暴力（以下DVという）の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画として策定する。
- DV防止に関する取組みの裾野を広げ、効果的に進めていくため、これまで以上に地域における支援の充実と民間支援団体等との連携に力を入れ、DVを許さない社会の形成を目指す。

【計画の性格】

- 配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく県計画

【計画の期間】

- 令和2年度から6年度までの5年間

【計画の推進体制】

- 推進体制
県民の理解と協力を得ながら、関係機関（市町村、民間団体等）との連携を強化し施策の推進を図る。
- 進行管理
進捗状況や取組状況について、「秋田県DV防止対策連絡協議会」において計画の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

第2章 DVに関する取組状況と課題

- 県民の理解の促進
 - ・ DVに関する理解を深めていくためには、多くの県民に関心を持ってもらうことが不可欠であり、民間支援団体等の連携協力のもと、よりきめ細かに幅広く周知を図っていく必要がある。
 - ・ DV防止の予防的観点から、学校・家庭・地域において、人権教育や若年者への教育啓発を継続的に行うほか、障害を抱えた方からのDV相談もあることから、様々な被害に遭うリスクを早期から教育する必要がある。
- 多様な相談への対応
 - ・ DV相談支援センターの相談件数は減少傾向にあるが、男性や外国人、障害者からの相談も寄せられており、被害者にも加害者にもならないために、性別や立場を問わず相談しやすい環境を整備する必要がある。
 - ・ DV被害者の回復には自助グループへの参加が有効とされているが、県内では被害者の組織化はされていないため、民間支援団体等と連携し、当事者同士が集い悩みを相談できる場の提供について検討していく必要がある。
- 職務関係者に対する研修及び啓発
 - ・ DVは民生委員・児童委員や福祉・医療関係者など、DV被害者を発見しやすい人材が気付き、支援につなぐことが重要であるため、各機関の窓口や相談担当等の職務関係者のスキルアップを目指した研修の充実を図り、各機関に働きかけを行っていく必要がある。
- 被害者等の保護及び安全確保
 - ・ DVを理由に一時保護された者の数は横ばい傾向にあるため、引き続き緊急時の保護や移送等、関係機関と連携を要する場合の情報共有や連絡体制について、共通認識のもと対応できるよう協力体制を構築していく必要がある。
 - ・ 被害者等の保護にあたっては被害者等の安全確保とともに、職務関係者等の安全確保も重要であり、加害者への対応について理解し統一した対応を行う必要がある。
- DV対応と児童虐待対応の連携強化
 - ・ DVと児童虐待の特性や関連性を理解し、関係機関の連携を強化していく必要がある。

第3章 基本目標別施策

1. 基本理念 「配偶者等からの暴力を許さない社会の形成」

2. 基本目標と重点施策

基本目標Ⅰ 暴力の防止及び抑止に向けた取組の促進

1 多様な啓発と人権教育の強化

- 民間団体等との連携によるDV防止キャンペーン等啓発・広報等の実施
- 若年層に対する人権教育の強化

2 加害者対策の推進

- 加害者対応に関する研修等の実施による全県統一した加害者対策の推進
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない家族支援

基本目標Ⅱ 被害者の相談・保護体制の充実

3 発見・情報提供・通報に関する取組の促進

- 県民、福祉医療関係者等からの発見・情報提供・通報を促すための、広報・啓発活動や会議・研修の開催

4 相談・支援の推進

- 多様な相談への対応に向けたDV相談支援センターの支援強化
- 性別を問わず相談しやすい環境の整備
- 外国人や障害者、高齢者への相談・支援の充実
- DVによる人権侵害の拡大防止に向けた苦情調整員制度の活用促進

5 市町村（地域）における取組の強化

- 会議・研修や技術的助言による市町村の相談・支援体制の強化
- 地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の強化

6 迅速で安全な保護体制の促進

- 女性相談所や一時保護委託施設における24時間体制での一時保護の実施
- 同伴児童を含めた被害者の一時保護機能の充実
- 厳正な情報管理を含めた被害者等の安全確保

7 同伴児童への支援の充実

- 児童相談所との連携による安全確保や心のケア等の支援
- 学習ボランティアの活用と教育機関との連携による学習機会等の提供

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援

8 生活基盤を整えるための支援の促進

- 住宅確保や就業等の生活安定に向けた支援
- 保護命令や離婚等司法手続きに関する支援

9 心の回復支援の促進

- 女性相談所の心理担当職員や精神保健福祉相談による被害者のメンタルヘルスケアの実施
- 自助グループの組織化に向けた支援
- アルコール依存等のアディクション（嗜癖）、うつ病に対する対策の実施

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と研修等による資質向上

10 関係機関の連携強化による取組の促進

- 市町村における地域に即した取組みの推進
- DV対策協議会やネットワーク会議等を通じた協力体制の構築
- DVと児童虐待の特性・関連性を理解した対応・連携強化
- 県外避難等の広域的な連携
- 多様な支援を行う民間支援団体との協働による支援
- 新複合化相談施設の整備を見据えた関係機関との連携強化

11 支援者等のスキルアップと安全確保

- 相談担当者研修等の充実
- 民生委員・児童委員協議会、医療関係者等への取組強化
- 女性相談員の資質向上と処遇改善
- 警察と連携した支援者等の安全確保
- 相談担当者のメンタルヘルスケアの実施

秋田県国民健康保険団体連合会に係る特別指導監督について

国保・医療指導室

秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）において、「高額医療費共同事業」及び「保険財政共同安定化事業」（以下「高額医療費共同事業等」という）に係る算定誤りについて、県では、昨年末から２回にわたり「特別指導監督」を実施した。その概要は次のとおり。

１．実施状況

県では、令和元年１２月２４日及び令和２年１月３１日の２回にわたり、特別指導監督を実施し、算定誤りの内容及び原因、経緯や算定誤りが生じた際の事務処理体制等について聞き取り調査を行うとともに、国保連業務全般に係る見直しや再発防止策の策定、危機管理体制の整備などについて指導を行った。

２．主な再発防止策について

国保連の再発防止策の概要は次のとおり。

（１）組織の体質改善と職員の意識改革

- ・各課長の責任の明確化と業務チェック体制の強化
- ・全職員を対象に、コンプライアンス遵守や業務能力向上に向けた研修会の実施（年２回）
- ・各課における全業務に係る法令遵守状況の自主点検の実施（年２回）
- ・各課・各班における業務進捗状況等の確認実施（毎週実施）

（２）事務処理マニュアルの整備・点検

- ・新たに「事務処理チェックシート」を導入し、作業手順等の確認の実施
- ・複数職員や主管課長による複数チェックの徹底
- ・事務処理マニュアルの年度末一斉更新の実施

（３）透明性の確保

- ・保険者、被保険者及び関係機関に影響する業務の事故が発生した場合に対応する「業務等の事故発生対応マニュアル」の策定。

３．県の今後の対応

現在、上記再発防止策を踏まえた業務改善報告書の提出を求めている。

県では、当該再発防止策の提出を受けて、上記取組の確実な実行とより一層の業務改善に向けて引き続き指導していくこととしている。

具体的には、来年度以降も当該再発防止策の実施状況について、引き続き指導監督を行うとともに、定期的に実施状況について文書にて提出を求めていくこととしている。

地方独立行政法人秋田県立療育機構 第3期中期計画(案)の概要

障 害 福 祉 課

中期計画の策定（地方独立行政法人法第26条第1項）

○設立団体である県が定めた中期目標を指示された地方独立行政法人は、これを達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。

中期計画（案）の構成

第1 中期計画の期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 質の高い療育の提供
 - (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
 - (2) 療育従事者の確保・育成
 - (3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
 - (4) より安心して信頼される療育の提供
- 2 地域療育への貢献
- 3 ライフステージに応じた総合相談
- 4 発達障害児・者への支援

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 効率的な運営体制の構築
 - (1) 管理体制の充実
 - (2) 効率的な業務運営の実現
 - (3) 職員の意識改革
- 2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成
- 3 収入の確保、費用の節減
 - (1) 収入の確保
 - (2) 費用の節減

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第5 短期借入金

第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設及び設備の整備に関する計画
- 2 防災・防犯対策の推進
- 3 人事に関する事項
- 4 職員の就労環境の整備
- 5 障害者差別解消の取組み
- 6 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

第2-1 質の高い療育の提供

- (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供
 - 各診療科連携による総合的な医療の提供
 - 入所の肢体不自由児及び重症心身障害児に対する療育の提供
 - 在宅の肢体不自由児及び知的障害児に対する通園指導
 - 入所及び在宅の障害児に対するリハビリテーションの充実
 - 在宅の重症心身障害児・者及び保護者に対する送迎による通園の実施及び家庭での療育に関する助言
 - 短期入所事業及び日中一時支援事業の需要への対応
 - 専門的な調査研究及び居宅訪問型発達支援体制への取り組み
- (2) 療育従事者の確保・育成
 - 労働環境の改善、情報発信、就職説明会など様々な募集活動
 - 指導体制の充実及び機構内外で実施する研修会への積極的な参加による専門知識の習得、専門性の向上を図る体制の充実
- (3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供
 - 快適な療養のための環境の整備、ホスピタリティの向上
 - 質の高い療育サービスを提供するための第三者機関による評価の受審
- (4) より安心して信頼される療育の提供
 - 医療安全対策、院内感染対策及び情報セキュリティ対策の徹底

第2-2 地域療育への貢献

- 障害児等療育支援事業実施施設、市町村、福祉・教育機関との連携強化による地域の療育体制の支援
 - 地域療育医療拠点施設等医療機関との連携強化
- 計画値（毎年度）

地域療育医療拠点施設とのカンファレンス	3回
---------------------	----

- 医師等による地域の療育機関への支援及び地域の療育従事者を対象とした研修会への講師派遣
- 療育従事者養成機関等からの実習・研修及びボランティアの受け入れ

第2-3 ライフステージに応じた総合相談

- 家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談への教育機関等関係機関と連携した対応及びワンストップサービスや利用までのバックアップ
- 児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス利用希望者の支援

第2-4 発達障害児・者への支援

- 発達障害児・者に対する支援の拠点としての「ふきのとう秋田」の運営及び地域の関係機関との連携による総合的な支援
 - 県民や関係機関に対する普及啓発及び研修会等の開催
- 計画値（毎年度）

普及啓発事業・研修会の開催	3回
巡回相談会	6か所

第3-1 効率的な運営体制の構築

- 経営改革の推進等に向けた運営会議等の定期的な開催
- 外部専門研修への参加及び伝達研修の実施による職員の専門性の向上

第3-3 収入の確保、費用の節減

- 利用者ニーズに対応したサービスの提供による収入の確保
- 計画値（令和6年度）

リハビリテーション件数	30,000件
-------------	---------

○診療材料等の在庫管理の徹底及び後発医薬品への切替

計画値（令和6年度）

後発医薬品の導入品目	60品目
------------	------

第9-2 防災・防犯対策の推進（新規）

- 災害等における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練の実施
- 計画値（毎年度）

総合防災訓練、夜間想定防災訓練、不審者対応防犯訓練	各1回
児童福祉施設（通園部）避難訓練	毎月

第9-5 障害者差別解消の取組（新規）

- 障害を理由とする差別の解消を推進

運営費交付金・共済費負担金

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第3期 計	第2期 計	第3期－第2期
運営費交付金	1,258	869	856	755	782	4,520	4,218	302
共済費負担金	236	236	236	236	236	1,180	1,051	129
合計	1,494	1,132	1,092	991	1,018	5,700	5,269	431

- (※1)各年度の運営費交付金には、定年退職者の退職手当見込額が含まれている。
- (※2)第2期計は、平成27年度から平成30年度までの実績及び令和元年度予算の合計額。

地方独立行政法人秋田県立療育機構
中期計画（案）における予算等について

1 予算について

（百万円）

	第2期計画 (H27～R元) (A)	第3期計画(案) (R2～R6) (B)	(B)－(A)	備考
収 入	10,628	11,618	990	
運営費交付金	4,218	4,520	302	医療療育情報システム更新による増
共済費負担金	1,051	1,180	129	
医業収益	3,654	4,021	367	入院単価、外来者数の増
福祉収益等	1,705	1,897	192	
支 出	10,375	11,618	1,243	
人件費	5,650	5,909	259	定年退職者の増
共済費負担金	1,051	1,180	129	
医療材料費、設備費等	3,095	3,649	554	医薬品等の購入費、医療機器借上料の増
その他	579	880	301	医療療育情報システム更新による増

2 機器整備等について

第3期計画期間（R2～R6） 計 880 百万円

○医療療育情報システム更新（R2） 411 百万円

システムサポート終了による更新、業務の効率化や質の高い療育の提供に資する追加、拡充

〔更新システム〕

電子カルテシステム、療育・リハビリシステム 等

〔追加、拡充システム〕

インシデントレポートシステム

検査システム（脳波・心電図検査システム）、あきたハートフルネット（Aパターン） 等

○医療機器等整備（R2～R6） 469 百万円

X線撮影装置、経腸栄養ポンプ、気管支ビデオスコープ、生化学自動分析装置 等

地方独立行政法人秋田県立療育機構中期目標及び中期計画
対 比 表

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)
地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、平成22年4月1日の設立以降、「発達に支援が必要な子どもたちに、安全で良質な医療・療育を提供するとともに、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでライフステージに応じた適切な支援を行うこと」を基本理念に掲げながら、秋田県立医療療育センター（以下「療育センター」という。）を運営してきた。 設立から平成26年度までの第1期中期目標の下では、療育を取り巻く環境や社会情勢の変化、県民ニーズや新たな課題に適切に対応し、専門的で質の高い療育を提供した。 平成27年度から令和元年度までの第2期中期目標の下では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進や地域の療育体制への積極的な支援など、一層のきめ細かな療育の提供を実施してきた。 令和2年度から令和6年度までの期間においては、第3期ふさと秋田元気創造プラン、秋田県障害者計画及び秋田県医療保健福祉計画を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、地方独立行政法人制度の特長を生かした弾力的かつ効率的で透明性の高い運営により、引き続き、社会のニーズや新たな課題に対し、迅速かつ的確に対応し、必要とされる療育を継続して提供していく必要がある。 このため、次のとおり第3期中期目標を定めることとし、本県の中核的療育機関として、地域の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から成人期に至るまでライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、県民、利用者・家族から信頼される療育センターの運営を期待する。	地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、第2期中期目標期間（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進に努め、一定の成果をあげたところである。 第3期中期目標期間では、引き続き、地域の関係機関との連携を図りながら、利用者や家族の視点に立った質の高い療育サービスの提供、総合相談や発達障害児・者への支援を行うとともに、県の第3期ふさと秋田元気創造プラン、秋田県障害者計画及び秋田県医療保健福祉計画を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、県民や利用者・家族から信頼される施設づくりに努めるものとする。 そのため、ここに第3期中期計画を策定し、弾力的かつ効率的で透明性の高い運営に全力で取り組み、県から示された中期目標の達成を目指すこととする。
第1 中期目標の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。	第1 中期計画の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 療育機構は、療育の提供を行うなど、定款	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)
で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。 1 質の高い療育の提供 療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民、利用者・家族の視点に立って、より安心して信頼できる療育サービスの提供及び高度な療育サービスの提供に資する調査・研究に努めること。 (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供 本県の中核的な療育機関として、疾患、障害、発達に応じた高度で専門的な療育サービスを提供すること。また、これに資する調査・研究に努めること。	1 質の高い療育の提供 (1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供 ① 各診療科連携による総合的な診断を行い、適切な医療を提供する。 ア 整形外科 運動障害や運動発達遅延をもつ肢体不自由を中心とした障害児に対し、運動機能の改善や向上のため、リハビリテーション、装具療法などによる保存的治療と手術による治療を行う。 また、発育性股関節形成不全、内反足、脊柱側弯症などの小児整形外科疾患の拠点病院としての役割を担う。 イ 小児科 小児期発症の神経疾患を専門機関として適切な医療を提供するとともに、入所施設機能に加え、母子訓練入院、検査や治療目的の一時的入院を行う。 また、脳機能障害児に対し、ニューロリハビリテーションの視点から診療を行い医療的ケアを必要とする在宅障害児者の全身管理と家族支援を行う。 さらに、発達障害児へ早期介入し、家族や集団での対応を支援する。 ウ 小児科メンタルヘルス 初診年齢が中学生までの子どもの行動発達の問題や心身医学の専門外来を行う。 エ 精神科こころのケア 初診年齢が中学生までの子どもの知的障害を含む発達障害、発達障害を背景とした精神症状、発達障害以外の精神障害について、診療及び相談を行う。 オ 歯科 通常の歯科治療が困難な障害児の口腔衛生の維持を図るため、口腔育成の視点から診療を行う。 また、必要に応じ、静脈内鎮静法を併用した治療を行う。 カ リハビリテーション科 理学療法、作業療法、言語聴覚療法では、発達の遅れや障害をもつ子どもに対し、他の診療科や各部門と連携し、カンファレンスなどを通じ適切な評価と治療方針を決定し、発達の促進、障害の軽減のため、総合的なリハビリテーションを行う。 キ 耳鼻咽喉科、眼科 障害児の耳・鼻・のど及び眼など各専門領域の疾患の治療を行う。難聴に対する検査では、脳波を検出する方法により、0歳児からの診断を行う。 ② 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助など適切な療育を提供する。

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)		
(2) 療育従事者の確保・育成 高度で専門的な療育を安定的に提供するため、計画的な療育従事者の確保に努めること。 また、研修体制の充実により、専門知識の習得及び専門性の向上を図り、療育従事者の育成に努めること。 (3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供 利用者・家族の視点に立ち、療育環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、利用者の権利を尊重することにより、信頼される療育サービスを提供すること。	③ 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対して、運動や言葉、対人関係、身辺処理等の発達促進を図るため、発達段階や障害の状況等に応じたグループごとの幼児通園を行うとともに、個別指導や保護者への指導を行う。 また、保育所等を訪問し、家族や担当職員への助言や適切な支援を行うため、保育所等訪問支援事業を実施する。 ④ 在宅の重症心身障害児・者及びその保護者に対する支援として、送迎による通園を実施し、健康管理や生活指導、日常生活動作、運動機能訓練等を行うとともに、家庭での療育について保護者への指導を行う。 ⑤ 在宅の障害児・者に対して家庭や関係機関の訪問及び外来等を通して療育指導を行う。 また、空床を利用した家族に一時的な休息を提供するための、短期入所事業及び日中一時支援事業については、重症心身障害認定看護師を中心として、受け入れ体制の充実を図る。 ⑥ 要望の多いリハビリテーションに対応するため、病室を活用した病棟リハビリテーションの実施やスタッフの増員などにより実施回数の増加を図る。 計画値（令和6年度） <table border="1" data-bbox="778 1133 1449 1171"> <tr> <td>リハビリテーション件数</td><td>30,000件</td></tr> </table> ⑦ よりレベルの高い療育サービスの提供に資するため、専門的な調査・研究を行うとともに、重度の障害等により外出が困難な障害児に対する支援して、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援体制の実現に取り組む。 (2) 療育従事者の確保・育成 計画的に療育従事者を確保するため、労働環境の改善を図るほか、効果的な情報発信、養成機関への訪問や就職説明会への参加など様々な機会を捉え、募集活動を行う。 また、質の高い療育従事者を育成するため、各種団体や関連学会が主催する研修会等に積極的に参加させるとともに、療育機構内において伝達研修を実施するなど、専門知識の習得及び専門性の向上を図る。 (3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供 利用者・家族の視点に立ち、療育環境の改善に取り組むとともに、すべての職員がそれぞれの役割に応じたホスピタリティを実践できるよう、研修等を行う。 また、利用者の権利を尊重するとともに利用者中心の質の高い療育サービスを提供するため、第三者機関等による評価を受審し、評価における指摘事項の改善に取り組む。	リハビリテーション件数	30,000件
リハビリテーション件数	30,000件		

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)		
(4) より安心で信頼される療育の提供 医療安全対策や情報セキュリティ対策を徹底すること等により、より安心で信頼される療育を提供すること。 2 地域療育への貢献 地域の関係機関との一層の連携推進及び地域の療育体制への積極的な支援により地域療育に貢献するとともに、療育に関する積極的な情報発信に努めること。 また、地域の療育関係者の人材育成及び県内の療育水準の向上を図ること。 3 ライフステージに応じた総合相談 教育機関等関係機関と連携し、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた各種相談に対応し、必要とするサービス情報の提供や利用までのバックアップを行うこと。 4 発達障害児・者への支援 発達支援の拠点としての機能を充実させるとともに、地域における支援に努めること。	(4) より安心で信頼される療育の提供 医療安全対策・院内感染対策に関する組織の強化とともに職員研修、担当職員の育成を推進する。 情報セキュリティ対策を総合的に実施し、利用者情報等の漏洩防止を徹底する。 また、情報公開を適切に行うとともに、経営状況の公表により療育機構の運営の透明性を図る。 2 地域療育への貢献 (1) 障害児等療育支援事業の実施施設をはじめ、市町村、地域の福祉・教育機関等と療育に関する情報の共有などにより連携を強化し、地域の療育体制を支援する。 (2) 地域療育医療拠点施設及び他の医療機関との拡充と連携を強化する。 計画値（毎年度） <table border="1"> <tr> <td>地域療育医療拠点施設との合同カンファレンス</td><td>3回</td></tr> </table> (3) 医師等による地域の療育機関等への支援、地域の療育従事者を対象とした研修会への講師派遣等を行うとともに、療育従事者の養成機関からの実習・研修・見学等の受け入れを行う。 (4) ノーマライゼーションの理念の促進を図るため、ウェブサイトを活用した療育情報の発信や、地域の療育関係者を対象とした講座等の開催、施設見学の受け入れ及び各種行事等へのボランティアの受け入れを行う。 3 ライフステージに応じた総合相談 (1) 障害児・者への療育の情報提供はもとより、家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談に教育機関等関係機関と連携しながら幅広く対応し、引き続きワンストップサービスによる各種サービス情報の提供や利用までのバックアップを行う。 (2) 児童福祉法による通所サービスや障害者総合支援法によるサービス利用希望者を支援するため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成対応の充実を図る。 (3) 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が、地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児に係る支援者等を養成するため、県からの委託を受けて研修会を開催し、支援者およびコーディネーターの養成を行う。 4 発達障害児・者への支援 (1) 発達障害児・者に対する支援を行う拠点として、「秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田」を運営し、地域における発達障害児・者及びその家族等の課題に対し、センターの持つ専門性を発揮しながら	地域療育医療拠点施設との合同カンファレンス	3回
地域療育医療拠点施設との合同カンファレンス	3回		

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)								
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 療育機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。 1 効率的な運営体制の構築 療育の安定的な提供、経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。 2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 業務運営の自律性を高めるため、施設経営に精通した事務部門の職員の確保と育成に努めること。 3 収入の確保、費用の節減 安定的な経営基盤を確立するため、ニーズに応じたサービスの提供等による収入の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に取り組むつつ、コスト及び財務状況を意識しながら、創意工夫により、費用の節減に努めること。	ら、地域の関係機関との連携強化により、総合的な支援を行う。 (2) 発達障害の特性及び対処方法等について、県民や関係機関の理解の促進を図るため、普及啓発や研修会等を行う。 計画値（毎年度） <table> <tr> <td>普及啓発事業・研修会の開催</td><td>3回</td></tr> <tr> <td>巡回相談会</td><td>6か所</td></tr> </table> 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的な運営体制の構築 (1) 管理体制の充実 療育機構の管理体制の充実を図るため、療育の安定的な提供や、経営改革の推進に向けた理事会及び内部統制を推進するための役員会を定期的に開催する。 (2) 効率的な業務運営の実現 P D C Aサイクルによる業務改善についての意識付けを徹底するとともに、事業のチェック体制の強化に努め、効率的で適正な業務運営を図る。 2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 年齢構成を考慮しながら、計画的に職員を採用するとともに、施設経営に精通した人材を育成するため、指導的立場にある職員等の各種研修会への参加を積極的に推進する。 3 収入の確保、費用の節減 (1) 収入の確保 利用者のニーズに対応したサービスの提供により収入の確保に努めるとともに、診療報酬等改定へ迅速・適切に対応する。 計画値（令和6年度） <table> <tr> <td>リハビリテーション件数</td><td>30,000件</td></tr> </table> (2) 費用の節減 予算執行の管理・審査体制の強化、多様な契約手法の活用や管理の徹底、医薬品・診療材料の在庫管理の徹底、後発医薬品への切替えに努める。 計画値（令和6年度） <table> <tr> <td>後発医薬品の導入品目</td><td>60品目</td></tr> </table>	普及啓発事業・研修会の開催	3回	巡回相談会	6か所	リハビリテーション件数	30,000件	後発医薬品の導入品目	60品目
普及啓発事業・研修会の開催	3回								
巡回相談会	6か所								
リハビリテーション件数	30,000件								
後発医薬品の導入品目	60品目								

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)																																								
第4 財務内容の改善に関する事項 一層の経営改革を進めることにより、運営費交付金の抑制に資すること。	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費交付金の抑制に資する。 1 予算（令和2年度～令和6年度） （百万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td><td></td></tr> <tr> <td> 医業収益</td><td>4,021</td></tr> <tr> <td> 福祉収益</td><td>1,012</td></tr> <tr> <td> 運営費交付金</td><td>4,520</td></tr> <tr> <td> その他収益</td><td>11</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9,564</td></tr> <tr> <td>支出</td><td></td></tr> <tr> <td> 業務費</td><td>8,433</td></tr> <tr> <td> 人件費</td><td>5,909</td></tr> <tr> <td> うち職員退職手当金</td><td>461</td></tr> <tr> <td> 医薬材料費</td><td>679</td></tr> <tr> <td> 委託費</td><td>918</td></tr> <tr> <td> 設備費</td><td>294</td></tr> <tr> <td> その他経費</td><td>633</td></tr> <tr> <td>一般管理費</td><td>251</td></tr> <tr> <td> 人件費</td><td>128</td></tr> <tr> <td> その他経費</td><td>123</td></tr> <tr> <td>資産取得費</td><td>880</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9,564</td></tr> </tbody> </table> 【消費税等の取扱い】 上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。 【人件費の見積り】 期間中総額6,037百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く）の額に相当するものである。	区分	金額	収入		医業収益	4,021	福祉収益	1,012	運営費交付金	4,520	その他収益	11	計	9,564	支出		業務費	8,433	人件費	5,909	うち職員退職手当金	461	医薬材料費	679	委託費	918	設備費	294	その他経費	633	一般管理費	251	人件費	128	その他経費	123	資産取得費	880	計	9,564
区分	金額																																								
収入																																									
医業収益	4,021																																								
福祉収益	1,012																																								
運営費交付金	4,520																																								
その他収益	11																																								
計	9,564																																								
支出																																									
業務費	8,433																																								
人件費	5,909																																								
うち職員退職手当金	461																																								
医薬材料費	679																																								
委託費	918																																								
設備費	294																																								
その他経費	633																																								
一般管理費	251																																								
人件費	128																																								
その他経費	123																																								
資産取得費	880																																								
計	9,564																																								

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)																																												
	2 収支計画（令和2年度～令和6年度） (百万円) <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>収入の部</td><td>10,438</td></tr> <tr> <td> 医業収益</td><td>4,021</td></tr> <tr> <td> 福祉収益</td><td>1,012</td></tr> <tr> <td> 運営費交付金収益</td><td>4,520</td></tr> <tr> <td> 雑益</td><td>885</td></tr> <tr> <td> 資産見返戻入</td><td>874</td></tr> <tr> <td> その他の収益</td><td>11</td></tr> <tr> <td>支出の部</td><td>10,438</td></tr> <tr> <td> 業務費</td><td>9,307</td></tr> <tr> <td> 人件費</td><td>5,909</td></tr> <tr> <td> うち職員退職手当金</td><td>461</td></tr> <tr> <td> 医薬材料費</td><td>679</td></tr> <tr> <td> 委託費</td><td>918</td></tr> <tr> <td> 設備費</td><td>294</td></tr> <tr> <td> 減価償却費</td><td>874</td></tr> <tr> <td> その他経費</td><td>633</td></tr> <tr> <td>一般管理費</td><td>251</td></tr> <tr> <td> 人件費</td><td>128</td></tr> <tr> <td> その他経費</td><td>123</td></tr> <tr> <td> 資産取得費</td><td>880</td></tr> <tr> <td>純利益</td><td>0</td></tr> </table>	区分	金額	収入の部	10,438	医業収益	4,021	福祉収益	1,012	運営費交付金収益	4,520	雑益	885	資産見返戻入	874	その他の収益	11	支出の部	10,438	業務費	9,307	人件費	5,909	うち職員退職手当金	461	医薬材料費	679	委託費	918	設備費	294	減価償却費	874	その他経費	633	一般管理費	251	人件費	128	その他経費	123	資産取得費	880	純利益	0
区分	金額																																												
収入の部	10,438																																												
医業収益	4,021																																												
福祉収益	1,012																																												
運営費交付金収益	4,520																																												
雑益	885																																												
資産見返戻入	874																																												
その他の収益	11																																												
支出の部	10,438																																												
業務費	9,307																																												
人件費	5,909																																												
うち職員退職手当金	461																																												
医薬材料費	679																																												
委託費	918																																												
設備費	294																																												
減価償却費	874																																												
その他経費	633																																												
一般管理費	251																																												
人件費	128																																												
その他経費	123																																												
資産取得費	880																																												
純利益	0																																												

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)																														
	3 資金計画（令和２年度～令和６年度） （百万円） <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>資金収入</td><td>9,704</td></tr> <tr> <td> 業務活動による収入</td><td>9,564</td></tr> <tr> <td> 医療福祉サービスによる収入</td><td>5,033</td></tr> <tr> <td> 運営費交付金による収入</td><td>4,520</td></tr> <tr> <td> うち職員退職手当金</td><td>461</td></tr> <tr> <td> その他の収入</td><td>11</td></tr> <tr> <td> 投資活動による収入</td><td>0</td></tr> <tr> <td> 財務活動による収入</td><td>0</td></tr> <tr> <td>前期中期目標期間からの繰越金</td><td>140</td></tr> <tr> <td>資金支出</td><td>9,564</td></tr> <tr> <td> 業務活動による支出</td><td>8,684</td></tr> <tr> <td> 投資活動による支出</td><td>880</td></tr> <tr> <td> 財務活動による支出</td><td>0</td></tr> <tr> <td>次期中期目標期間への繰越金</td><td>140</td></tr> </table> （注） 予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので県の予算会計に該当するもの。 収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの。 資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの。 第５ 短期借入金 1 限度額 300,000,000 円 2 想定される短期借入金の発生事由 運営費交付金の交付時期の遅れなどによる一時的な資金不足等への対応。 第６ 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画 中期計画期間における計画はない。 第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期計画期間における計画はない。 第８ 剰余金の使途 決算において生じた剰余金は、施設整備、医療機器の購入等に充てる。 第５ その他業務運営に関する重要事項 療育機構は、本県の中核的療育機関として、県民に安心して信頼できる療育を継続して提供できるよう、次の事項を実施すること。 第９ その他業務運営に関する重要事項	区分	金額	資金収入	9,704	業務活動による収入	9,564	医療福祉サービスによる収入	5,033	運営費交付金による収入	4,520	うち職員退職手当金	461	その他の収入	11	投資活動による収入	0	財務活動による収入	0	前期中期目標期間からの繰越金	140	資金支出	9,564	業務活動による支出	8,684	投資活動による支出	880	財務活動による支出	0	次期中期目標期間への繰越金	140
区分	金額																														
資金収入	9,704																														
業務活動による収入	9,564																														
医療福祉サービスによる収入	5,033																														
運営費交付金による収入	4,520																														
うち職員退職手当金	461																														
その他の収入	11																														
投資活動による収入	0																														
財務活動による収入	0																														
前期中期目標期間からの繰越金	140																														
資金支出	9,564																														
業務活動による支出	8,684																														
投資活動による支出	880																														
財務活動による支出	0																														
次期中期目標期間への繰越金	140																														

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)								
1 施設及び設備の整備に関する事項 施設及び設備整備については、費用対効果、県民の療育需要、療育技術の進展などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。	1 施設及び設備の整備に関する計画 (令和2年度～令和6年度) 高度専門療育の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。 <table><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>医療機器等備品</td><td>百万円 880</td><td>運営費交付金</td></tr></table>	施設・設備の内容	予定額	財源	医療機器等備品	百万円 880	運営費交付金		
施設・設備の内容	予定額	財源							
医療機器等備品	百万円 880	運営費交付金							
2 防災・防犯対策の推進 災害時における利用者の安全安心を守るため、定期的な防災・防犯訓練を行い、平時からの備えに努めること。	2 防災・防犯対策の推進 災害等における利用者の安全安心を守り、防災・防犯の意識を高めるため、火災・地震などを想定した避難訓練や不審者に対応した防犯訓練を定期的に実施する。 計画値（毎年度） <table><tr><td>総合防災訓練</td><td>1回</td></tr><tr><td>夜間想定防災訓練</td><td>1回</td></tr><tr><td>児童福祉施設（通園部門）避難訓練</td><td>毎月</td></tr><tr><td>不審者に対応した防犯訓練</td><td>1回</td></tr></table>	総合防災訓練	1回	夜間想定防災訓練	1回	児童福祉施設（通園部門）避難訓練	毎月	不審者に対応した防犯訓練	1回
総合防災訓練	1回								
夜間想定防災訓練	1回								
児童福祉施設（通園部門）避難訓練	毎月								
不審者に対応した防犯訓練	1回								
3 人事に関する事項 効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。 また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。	3 人事に関する事項 療育需要の変化に対応しつつ、効率的な業務運営ができるよう職員の適切な配置に努めるとともに、職員の業績・能力評価を的確に反映する人事管理を行う。								
4 職員の就労環境の整備 多様な勤務形態の導入などにより、職員にとって能力が発揮しやすく、働きやすい環境の整備に努めること。	4 職員の就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスに資するよう、また国の働き方改革に従い、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進する。								
5 障害者差別解消の取組 障害を理由とする差別の解消を推進するため、療育機構の基本理念である人権・人格の尊重に基づき、職員一人ひとりが積極的に職員対応要領を実践するとともに、療育関係者を対象とする研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努めること。	5 障害者差別解消の取組 障害を理由とする差別の解消を推進するため、療育機構職員対応要領に基づき、職員一人ひとりが、適切な対応に努めるとともに、研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努める。								
	6 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間の繰越積立金については、施設整備、医療機器の購入等に充てる。								

地方独立行政法人秋田県立療育機構 中期計画（案）

地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「療育機構」という。）は、第2期中期目標期間（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）では、多様化する障害児・者のニーズへの対応、家族も含めた総合的な支援体制の充実、地域の療育関係機関との連携推進に努め、一定の成果をあげたところである。

第3期中期目標期間では、引き続き、地域の関係機関との連携を図りながら、利用者や家族の視点に立った質の高い療育サービスの提供、総合相談や発達障害児・者への支援を行うとともに、県の第3期ふるさと秋田元気創造プラン、秋田県障害者計画及び秋田県医療保健福祉計画を踏まえ、障害のある子どもやその家族が、住み慣れた地域で支援を受けながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、県民や利用者・家族から信頼される施設づくりに努めるものとする。

そのため、ここに第3期中期計画を策定し、弾力的かつ効率的で透明性の高い運営に全力で取り組み、県から示された中期目標の達成を目指すこととする。

第1 中期計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 質の高い療育の提供

(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供

① 各診療科連携による総合的な診断を行い、適切な医療を提供する。

ア 整形外科

運動障害や運動発達遅延をもつ肢体不自由を中心とした障害児に対し、運動機能の改善や向上のため、リハビリテーション、装具療法などによる保存的治療と手術による治療を行う。

また、发育性股関節形成不全、内反足、脊柱側弯症などの小児整形外科疾患の拠点病院としての役割を担う。

イ 小児科

小児期発症神経疾患の専門機関として適切な医療を提供するとともに、入所施設機能に加え、母子訓練入院、検査や治療目的の一時的入院を行う。

また、脳機能障害児に対しニューロリハビリテーションの視点から診療を行い医療的ケアを必要とする在宅重症児者の全身管理と家族支援を行う。

さらに、発達障害児へ早期介入し、家族や集団での対応を支援する。

ウ 小児科メンタルヘルス

初診年齢が中学生までの子どもの行動発達の問題や心身医学の専門外来を行う。

エ 精神科こころのケア

初診年齢が中学生までの子どもの知的障害を含む発達障害、発達障害を背景とした精神症状、発達障害以外の精神障害について、診療及び相談を行う。

オ 歯科

通常の歯科治療が困難な障害児の口腔衛生の維持を図るため、口腔育成の視点から診療を行う。

また、必要に応じ、静脈内鎮静法を併用した治療を行う。

カ リハビリテーション科

理学療法、作業療法、言語聴覚療法では、発達の遅れや障害をもつ子どもに対し、他の診療科や各部門と連携し、カンファレンスなどを通じ適切な評価と治療方針を決定し、発達の促進、障害の軽減のため、総合的なリハビリテーションを行う。

キ 耳鼻咽喉科、眼科

障害児の耳・鼻・のど及び眼など各専門領域の疾患の治療を行う。

難聴に対する検査では、脳波を検出する方法により、0歳児からの診断を行う。

② 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助など適切な療育を提供する。

③ 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対して、運動や言葉、対人関係、身辺処理等の発達促進を図るため、発達段階や障害の状況等に応じたグループごとの幼児通園を行うとともに、個別指導や保護者への指導を行う。

また、保育所等を訪問し、家族や担当職員への助言や適切な支援を行うため、保育所等訪問支援事業を実施する。

④ 在宅の重症心身障害児・者及びその保護者に対する支援として、送迎による通園を実施し、健康管理や生活指導、日常生活動作、運動機能訓練等を行うとともに、家庭での療育について保護者への指導を行う。

⑤ 在宅の障害児・者に対して家庭や関係機関の訪問及び外来等を通して療育指導を行う。

また、空床を利用した家族に一時的な休息を提供するための、短期入所事業及び日中一時支援事業については、重症心身障害認定看護師を中心として、受け入れ体制の充実を図る。

- ⑥ 要望の多いリハビリテーションに対応するため、病室を活用した病棟リハビリテーションの実施やスタッフの増員などにより実施回数の増加を図る。

計画値（令和6年度）

リハビリテーション件数	30,000件
-------------	---------

- ⑦ よりレベルの高い療育サービスの提供に資するため、専門的な調査・研究を行うとともに、重度の障害等により外出が困難な障害児に対する支援として、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援体制の実現に取り組む。

(2) 療育従事者の確保・育成

計画的に療育従事者を確保するため、労働環境の改善を図るほか、効果的な情報発信、養成機関への訪問や就職説明会への参加など様々な機会を捉え、募集活動を行う。

また、質の高い療育従事者を育成するため、各種団体や関連学会が主催する研修会等に積極的に参加させるとともに、療育機構内において伝達研修を実施するなど、専門知識の習得及び専門性の向上を図る。

(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供

利用者・家族の視点に立ち、療育環境の改善に取り組むとともに、すべての職員がそれぞれの役割に応じたホスピタリティを実践できるよう、研修等を行う。

また、利用者の権利を尊重するとともに利用者中心の質の高い療育サービスを提供するため第三者機関等による評価を受審し、評価における指摘事項の改善に取り組む。

(4) より安心で信頼される療育の提供

医療安全対策・院内感染対策に関する組織の強化とともに職員研修、担当職員の育成を推進する。

情報セキュリティ対策を総合的に実施し、利用者情報等の漏洩防止を徹底する。

また、情報公開を適切に行うとともに、経営状況の公表により療育機構の運営の透明性を図る。

2 地域療育への貢献

- (1) 障害児等療育支援事業の実施施設をはじめ、市町村、地域の福祉・教育機関等と療育に関する情報の共有などにより連携を強化し、地域の療育体制を支援する。

- (2) 地域療育医療拠点施設及び他の医療機関の拡充と連携を強化する。

計画値（毎年度）

地域療育医療拠点施設との合同カンファレンス	3回
-----------------------	----

- (3) 医師等による地域の療育機関等への支援、地域の療育従事者を対象とした研修会への講師派遣等を行うとともに、療育従事者の養成機関からの実習・研修・見学等の受け入れを行う。
- (4) ノーマライゼーションの理念の促進を図るため、ウェブサイトを活用した療育情報の発信や、地域の療育関係者を対象とした講座等の開催、施設見学の受け入れ及び各種行事等へのボランティアの受け入れを行う。

3 ライフステージに応じた総合相談

- (1) 障害児・者への療育の情報提供はもとより、家庭における養育、教育、就労等あらゆる相談に教育機関等関係機関と連携しながら幅広く対応し、引き続きワンストップサービスによる各種サービス情報の提供や利用までのバックアップを行う。
- (2) 児童福祉法による通所サービスや障害者総合支援法によるサービス利用希望者を支援するため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成対応の充実を図る。
- (3) 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児に係る支援者等を養成するため、県からの委託を受けて研修会を開催し、支援者及びコーディネーターの養成を行う。

4 発達障害児・者への支援

- (1) 発達障害児・者に対する支援を行う拠点として、「秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田」を運営し、地域における発達障害児・者及びその家族等の課題に対し、センターの持つ専門性を発揮しながら、地域の関係機関との連携強化により、総合的な支援を行う。
- (2) 発達障害の特性及び対処方法等について、県民や関係機関の理解の促進を図るため、普及啓発や研修会等を行う。

計画値（毎年度）

普及啓発事業・研修会の開催	3回
巡回相談会	6か所

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な運営体制の構築

(1) 管理体制の充実

療育機構の管理体制の充実を図るため、療育の安定的な提供や経営改革の推進に向けた理事会及び内部統制を推進するための役員会を定期的を開催する。

(2) 効率的な業務運営の実現

P D C Aサイクルによる業務改善についての意識付けを徹底するとともに、事業のチェック体制の強化に努め、効率的で適正な業務運営を図る。

2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成

年齢構成を考慮しながら、計画的に職員を採用するとともに、施設経営に精通した人材を育成するため、指導的立場にある職員等の各種研修会への参加を積極的に推進する。

3 収入の確保、費用の節減

(1) 収入の確保

利用者のニーズに対応したサービスの提供により収入の確保に努めるとともに、診療報酬等改定へ迅速・適切に対応する。

計画値（令和6年度）

リハビリテーション件数	30,000件
-------------	---------

(2) 費用の節減

予算執行の管理・審査体制の強化、多様な契約手法の活用や管理の徹底、医薬品・診療材料の在庫管理の徹底、後発医薬品への切り替えに努める。

計画値（令和6年度）

後発医薬品の導入品目	60品目
------------	------

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費交付金の抑制に資する。

1 予算（令和2年度～令和6年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
医業収益	4, 0 2 1
福祉収益	1, 0 1 2
運営費交付金	4, 5 2 0
その他収益	1 1
計	9, 5 6 4
支出	
業務費	8, 4 3 3
人件費	5, 9 0 9
うち職員退職手当金	4 6 1
医薬材料費	6 7 9
委託費	9 1 8
設備費	2 9 4
その他経費	6 3 3
一般管理費	2 5 1
人件費	1 2 8
その他経費	1 2 3
資産取得費	8 8 0
計	9, 5 6 4

【消費税等の取扱い】

上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。

【人件費の見積り】

期間中総額 6, 0 3 7 百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く）の額に相当するものである。

2 収支計画（令和2年度～令和6年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	10,438
医業収益	4,021
福祉収益	1,012
運営費交付金収益	4,520
雑益	885
資産見返戻入	874
その他の収益	11
支出の部	10,438
業務費	9,307
人件費	5,909
うち職員退職手当金	461
医薬材料費	679
委託費	918
設備費	294
減価償却費	874
その他経費	633
一般管理費	251
人件費	128
その他経費	123
資産取得費	880
純利益	0

3 資金計画（令和2年度～令和6年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	9, 7 0 4
業務活動による収入	9, 5 6 4
医療福祉サービスによる収入	5, 0 3 3
運営費交付金による収入	4, 5 2 0
うち職員退職手当金	4 6 1
その他の収入	1 1
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	1 4 0
資金支出	9, 5 6 4
業務活動による支出	8, 6 8 4
投資活動による支出	8 8 0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1 4 0

（注）

予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、
県の予算会計に該当するもの。

収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益
又は純損失という形で表すもの。

資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・
投資・財務）に表すもの。

第5 短期借入金

1 限度額 300, 000, 000 円

2 想定される短期借入金の発生事由

運営費交付金の交付時期の遅れなどによる一時的な資金不足等への対応。

第6 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

中期計画期間における計画はない。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画期間における計画はない。

第8 剰余金の使途

決算において生じた剰余金は、施設整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備に関する計画（令和2年度～令和6年度）

高度専門療育の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器等備品	百万円 880	運営費交付金

2 防災・防犯対策の推進

災害等における利用者の安全安心を守り、防災・防犯の意識を高めるため、火災・地震などを想定した避難訓練や不審者に対応した防犯訓練を定期的を実施する。

計画値（毎年度）

総合防災訓練	1回
夜間想定防災訓練	1回
児童福祉施設（通園部門）避難訓練	毎月
不審者に対応した防犯訓練	1回

3 人事に関する事項

療育需要の変化に対応しつつ、効率的な業務運営ができるよう職員の適切な配置に努めるとともに、職員の業績・能力評価を的確に反映する人事管理を行う。

4 職員の就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに資するよう、また国の働き方改革に従い、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進する。

5 障害者差別解消の取組

障害を理由とする差別の解消を推進するため、療育機構職員対応要領に基づき、職員一人ひとりが、適切な対応に努めるとともに、研修等の機会を捉えて、障害者への理解の促進に努める。

6 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間の繰越積立金については、施設整備、医療機器の購入等に充てる。

**秋田県市町村未来づくり協働プログラム～三種町プロジェクト～
「クアオルトによるいきいきプロジェクト」の事後評価の概要について**

健康づくり推進課

1 プロジェクト概要

- (1) 実施期間 : 平成27年度～平成30年度
- (2) 事業費 : 534百万円（うち県交付金200百万円）
- (3) 経済波及効果 : 768百万円（直接効果、一次・二次波及効果の計）
- (4) 主な取組
 - ① 健康づくりプログラムの作成及びサポート体制の構築（25百万円）
 - ・町内三地区の特徴を活かした運動プログラムの作成
 - ・運動プログラム実践者へのサポート体制の構築
 - ② 健康づくりの拠点施設等の整備（485百万円）
 - ・高齢者交流施設「さざなみ苑」及び健康保養施設「ゆめろん」の改修と総合窓口の設置
 - ・各拠点への血圧、心拍数などの測定機器や室内運動機器の導入
 - ・ウォーキングコースのサインや休憩スポット等の整備
 - ③ 町民参加による健康づくりプログラムの推進（24百万円）
 - ・健康相談会や広報誌等を活用した普及啓発活動の推進
 - ・健康ポイント付与による特典制度の創設
 - ・運動・温泉・食事等を組み合わせたセットプランの企画
 - ・健康データの取得・集積と健康づくりへの活用

2 プロジェクト成果指標と達成状況

指標名	目標値 (H30)	実績値 (H30)	達成率
「みたね型クアオルト」の運動プログラム実践者数	3,200 人	1,125 人	35%
「みたね型クアオルト」の運動プログラムを実践し、 「今後も続けたい」と感じる者の割合	80%	95.3%	119%
三種町国民健康保険加入者の特定健康診査受診率	60.0%	39.2%	65%

3 評価概要

- ・「みたね型クアオルト」の運動プログラム実践者数は、目標に及ばない状況であるが、延べ実践者数は、拠点施設改修後の平成28年度以降、継続して1万人を超えている。
- ・「みたね型クアオルト」の運動プログラムを実践し、「今後も続けたい」と感じる者の割合は、95.3%と目標を大きく上回ったことから、健康面での効果を実感し、継続し

て実践する人が多数いるものと推測される。

- ・三種町国民健康保険加入者の特定健康診査受診率は、目標を大きく下回ったものの、年々上昇傾向にあり、引き続き、「みたね型クアオルト」の実践を通して住民の自主的・継続的な健康づくりを推進しつつ、健診受診の働き掛けを強化する必要がある。

4 今後の推進方針

- ・健康経営の取組として企業に活用されるよう普及啓発するとともに、ストレス軽減の効果を切り口とした PR を図り、働き盛り世代のプログラム参加を促す。
- ・町民一人ひとりの健康意識を高め、特定健診の受診率を向上させるため、保健師等の専門スタッフが介入し、運動指導と保健指導を兼ねたプログラムを推進する。
- ・地域の特産品などをインセンティブとして活用して町外からの参加を促進するとともに、地域のふれあいバス等を活用し、全町民が運動プログラムに参加できる環境整備を進める。

秋田県母子保健計画(案)の概要

保健・疾病対策課

1 計画期間

令和2年度から令和6年度まで（5年間）

※本計画は、「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」の基本施策5として記載されるため、計画期間は同プランと同じものになっている。

2 数値目標

目標指数	現状 (H30)	目標 (R6)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.85%	100%
乳幼児健康診査未受診率（3～5か月児）	1.23%	0
乳幼児健康診査未受診率（1歳6か月児）	1.29%	0
乳幼児健康診査未受診率（3歳児）	1.65%	0
妊娠・出産包括支援事業実施市町村の割合 （妊娠・出産包括支援事業実施市町村数）	8% (2)	100% (25)
積極的に育児をしている父親の割合	64.6%	80%

3 母子保健の現状と課題

現状

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など母子保健を取り巻く環境が大きく変化する中、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊産婦やその家族が増えており、親が育てにくさを感じる一因となっている。

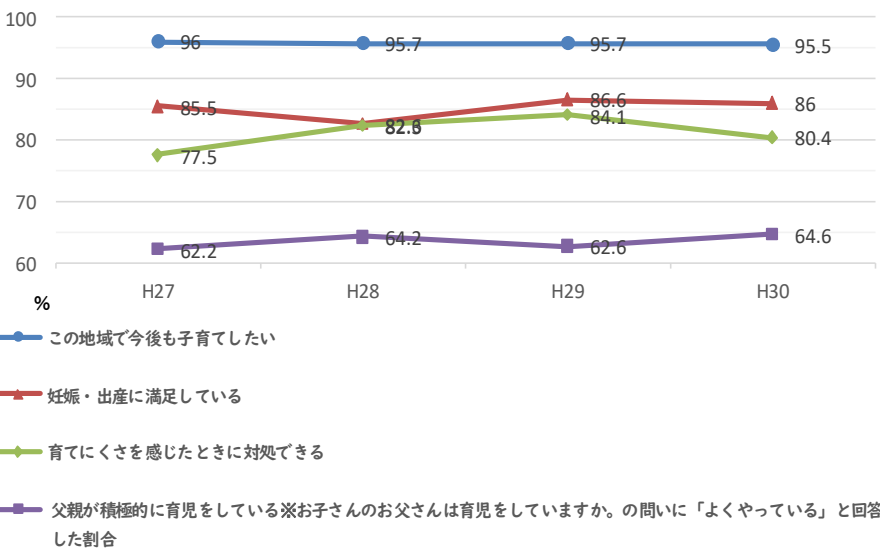
課題

母親に限らず、父親を含め身近な養育者が安心して生活できるよう、必要なサービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる子育て世代包括支援センター体制整備など、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の仕組みを整備することが必要である。



湯沢市子育て世代包括支援センター

乳幼児健康診査アンケート結果（県母子保健に関する実施状況調査）



4 施策の体系

1 施策の方向性

市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するほか、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・学校・医療機関等ネットワークを構築して地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進する。

2 基本施策

（1）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援

- ・市町村における妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査等）実施に向けた支援
- ・母子保健コーディネーターの育成
- ・早期の医療機関受診及び妊娠届け出についての啓発
- ・特定不妊治療費の助成、不妊専門相談センターにおける相談機能の充実及び仕事と不妊治療の両立に向けた支援

（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）の推進
- ・思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる女性健康支援センターの周知

（3）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・乳幼児の父親やプレパパを対象とした子育て等を学ぶ講座の開催

（4）育児に困難を抱える親への支援

- ・乳幼児健康診査等における発達障害の早期発見・早期支援強化のための、保健師等専門職の資質向上
- ・早期に要支援児・要支援家庭を発見し必要な支援につなげるための、市町村における母子保健コーディネーターの配置支援

（5）妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・すべての市町村で乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業を実施するための支援
- ・乳幼児健康診査未受診児及び予防接種未接種児の把握及びフォロー体制の構築

【参考】国における施策

○平成27年度に国が策定した「健やか親子21（第2次）」の計画に基づき、母子保健施策充実のため、広域的・専門的な視点での都道府県母子保健計画を策定する。

「健やか親子21（第2次）」では、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指している。

従来の「健やか親子21」で掲げてきた課題を見直し、現在の母子保健を取り巻く状況を踏まえて3つの基盤課題を設定している。また、特に重点的に取り組む必要のあるものを2つの重点課題としている。

○令和元年「健やか親子21（第2次）」の中間評価の概要

- ・子育て世代包括支援センターを中心に、妊産婦のメンタルヘルスケアに取組み、多機関連携による支援の充実を図る必要がある。
- ・十代の自殺死亡率、児童虐待による死亡数は改善しているとはいえない状況にあり、引き続いての対策が求められる。
- ・父親の育児への取組が大きく変化している一方で、父親の育児支援や心身の健康に関する現状把握が必要である。
- ・都道府県において、地域間の母子保健サービスの格差の是正に向けた市町村支援が求められる。
- ・成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）と連動し、一体的に展開していくことが望まれる。

秋田県外来医療計画（案）の概要

医務薬事課

策定の趣旨

平成 30 年 7 月の医療法の一部改正により、医療計画中に定める事項として「外来医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」という。）が追加となったため、新たに計画として策定する。

計画の基本理念

診療所の開設が都市部に集中している状況を踏まえ、地域内における外来医療機能に関する情報を可視化し、新規開業者に対し情報提供をする。
また、診療所で外来診療をする医師が多数いる地域（以下「外来医師多数区域」という。）では、新規開業者に対し、地域で不足している外来医療機能を担うよう求めるなどの取組によって、新規開業者の行動変容を促し、地域の偏在是正につなげる。

計画の位置づけと計画期間

- 医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく医療計画の一部
- 令和 2 ～ 5 年度（4 年間）
※以降、3 年ごとに見直し

主な記載事項

◎ 本県の二次医療圏は、全て「外来医師多数区域」に該当しないことから、地域で不足している外来医療機能の課題と対策、医療機器の効率的な活用に係る事項を記載

外来医師偏在指標

○二次医療圏毎の診療所医師数を可視化

全国 335 医療圏のうち、上位 33.3%（112 位以内）が「外来医師多数区域」。本県は該当なし

順位	圏域名	外来医師 偏在指標 (再計算値)	標準化 診療所 従事医師数 (人)	2018年 1月1日時点 人口 (10万人)	外来標準化 受療率比	診療所外来 患者数割合	外来患者流出 調整係数
	00全国	106.3	102,457	1,277.1	1.000	75.5%	1.000
327	0501大館・鹿角	63.8	52	1.1	1.162	62.2%	1.018
308	0502北秋田	73.4	19	0.4	1.234	69.6%	0.858
277	0503能代・山本	81.0	56	0.8	1.192	71.5%	0.993
179	0504秋田周辺	95.2	322	4.0	1.068	75.5%	1.054
271	0505由利本荘・にかほ	82.5	55	1.0	1.121	61.7%	0.929
269	0506大仙・仙北	82.6	85	1.3	1.152	75.2%	0.912
321	0507横手	67.3	64	0.9	1.143	80.6%	1.126
248	0508湯沢・雄勝	86.0	33	0.6	1.159	64.2%	0.802

(参考) 秋田市と男鹿南秋地域（男鹿市・潟上市・南秋田郡）の外来医師偏在指標の試算

※1				※2	※2	※3
161	0504 秋田周辺（秋田市）	99.9	282	3.1	1.068	1.122
318	0504 秋田周辺（男鹿南秋地域）	71.2	39	0.9	1.068	0.804

- ※1 順位は、全都道府県が本県と同じく、都道府県調整をせず、県内調整は国からの患者流出入データを基にした調整を行うと仮定した場合
- ※2 外来標準化受療率比・診療所の外来患者対応割合等の係数は、秋田周辺圏域の値を使用
- ※3 秋田市と男鹿南秋地域の外来患者流出入指数は、2017（平成 29）年度のレセプト数に基づくデータブック（国保＋後期高齢者のみ）から算出した流出入割合である秋田市 1.049・男鹿南秋 0.751 に対して、人口規模の重み付けをした値を使用

不足している外来医療機能の課題と対策

○現状

- ・診療所の役割は、外来診療だけではなく、産業医や学校医、介護施設の嘱託医、予防接種等の公衆衛生分野など多岐にわたる
- ・一部の病院では、定期的に診療所へ医師を派遣するなど、地域の外来医療機能の維持に協力
- ・一部の市町村では、診療所の新規開業などに対し補助を実施しているほか、公共交通機関等による患者の通院を支援 など

○課題

- ・医師・看護師等の医療従事者の不足
- ・医師の高齢化の進行、旧町村部の診療所の廃止や後継者がいない診療所の増
- ・新規に開業しようとする医師の減少
- ・診療所の廃止等に伴い、病院の外来患者が増えることによる医師の負担増
- ・公共交通機関をはじめとした通院手段の維持・確保 など

○外来医療提供体制の確保のための対策

- ・**医業承継**
県医師会などの関係団体とも連携しながら、病院を退職する医師への働きかけを行うなどの診療所の承継に繋がるような支援
- ・**医療機関へのかかり方**
かかりつけ医への受診勧奨のほか、分かりやすい医療情報の提供
- ・**秋田市以外での新規開業や承継を促すための支援**
不足している診療科や地域医療構想との関連も踏まえた上で、必要な施設整備等に対し、医療介護総合確保基金の活用を検討
- ・**へき地医療の確保**
診療所の運営や施設整備等に対し、引き続き、国庫補助を活用した支援の実施
- ・**患者の通院支援**
地域の実情を踏まえた通院手段の維持・確保に取り組む必要性 など

医療機器の効率的な活用

○二次医療圏毎の医療機器の配置状況、保有状況等の情報や指標

- ・CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィの 5 種類

○共同利用の方針、共同利用計画の作成とチェックのプロセス

- ・新規に医療機器（機器更新を含む）を購入する病院・診療所は、購入時に作成
- ・記載内容は、相手方となる医療機関、対象機器、保守や整備等の実施方針、画像情報等の提供方針 など
- ・作成した共同利用計画は、調整会議等で共同利用の推進方法を協議

推進体制と評価

○計画の進捗状況は、各調整会議において、地域の外来医療機能や、共同利用の推進のための協議を行うほか、医療介護基金を活用した支援、その他外来医療に必要な協議を実施

○必要に応じて、各調整会議での協議内容等を県医療審議会にも報告

秋田県医師確保計画（案）の概要

医療人材対策室

計画策定の趣旨

平成30年7月に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の規定により、厚生労働省が定める医師偏在指標に基づき三次医療圏間及び二次医療圏間の医師偏在是正に向けた計画を新たに策定する。

計画の全体像

1. 厚生労働省令に示された算定方法により算定される医師偏在指標に基づき、二次医療圏のうちから医師少数区域・医師多数区域を設定する。
2. 設定した区域に応じて、二次医療圏ごとに医師確保の方針及び目標医師数、目標医師数を達成するために必要な施策を定める。
3. 三次医療圏についても同様に計画を策定する。
4. 産科・小児科についても医師確保の方針や施策を定める。

計画の位置づけ・計画期間

医療法第30条の4の規定に基づき、医療計画の一部として位置づけられるものであり、令和2年度から令和5年度までの4年間の計画期間とし、以降3年ごとに計画の見直しを行い、2036年度までに医師偏在是正を達成することを長期目標とする。

本県の医師偏在指標等

医療圏名	医師偏在指標	医師偏在指標 (下位33.3%相当値)	順位 (位)	医療施設 従事医師数 (2016/12/31) (人)	標準化医師数 (人)	地域の標準化 受療率比	地域の人口		参考 目標医師数※ 厚労省算定値 (2023年) (人)	目標医師数 計画値 (2023年) (人)
							2018/1/1時点 (10万人)	2023/10/1推計 (10万人)		
全国（参考）	239.8			304,759	306,270	1.000	1,277.1	1,236.6		
秋田県	186.3	215.6	41/47	2,257	2,277	1.204	10.15	9.14	2,371	2,371
秋田周辺	251.8	161.6	61/335	1,237	1,262	1.260	3.98	3.71	756	1,237
大館・鹿角	124.0		321/335	172	169	1.237	1.10	0.98	196	196
北秋田	130.2		309/335	37	36	0.777	0.35	0.30	38	38
能代・山本	145.6		273/335	154	149	1.250	0.82	0.70	141	154
由利本荘・にかほ	149.6		262/335	190	184	1.188	1.04	0.93	178	190
大仙・仙北	143.1		280/335	202	204	1.098	1.30	1.15	204	204
横手	159.0		233/335	186	193	1.320	0.92	0.82	174	186
湯沢・雄勝	133.1		303/335	79	80	0.935	0.64	0.55	83	83

※ 計画期間中に医師偏在指標の下位33.3%を脱するために要する医師数

区域の設定・医師確保方針

●三次医療圏

本県→医師少数県であり、医師の増加と地域偏在の是正を方針の基本とする。

●二次医療圏

秋田周辺医療圏 →医師多数区域であり、医師の現状維持を方針の基本とする。

秋田周辺医療圏以外→医師少数区域であり、医師の増加を方針の基本とする。

医師少数スポット

医師確保計画は、二次医療圏・三次医療圏単位での医師の確保を重点的に推進するものであるが、より細かい地域の医療ニーズに応じるため、局所的に医師が少ない地域を『医師少数スポット』として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことができる。

本県では、秋田周辺医療圏内に位置する男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村を医師少数スポットとする。

産科・小児科に係る医師確保計画

産科・小児科については、本県は医師偏在指標で高順位に位置づけられているが、医師は不足しているのが現状であることから、全ての周産期・小児医療圏及び三次医療圏において、産科医師・小児科医師の増加を方針の基本とし、安全で高度な医療提供体制の構築を進めるとともに、医師の確保及び育成に努めることとする。

目標の達成に向けた施策

●県全体として取り組む施策

1. 若手医師の地域循環型キャリアアップシステムの充実

あきた医師総合支援センターによるキャリア形成支援や、医学生教育・研修医指導の拠点化、総合診療・家庭医養成プログラムの再構築等

2. 医師の労働環境等改善

女性医師のライフステージに配慮した働き方支援や、ICT等の技術を活用した業務改善支援、タスクシェア・タスクシフト推進に向けた人材養成支援等

3. 将来の医師を支える裾野の拡大・強化

医学部進学者増加に向けた中高生医療体験実習の実施や、研修医の確保・定着支援、医師不足が深刻な診療科における専門医育成の強化等

4. 県外からの医師確保

病院合同説明会の拡充や、初期研修医の獲得及び定着に向けた取組の強化、北東北三県連携による医師誘致等

●二次医療圏に固有の施策

大館・鹿角医療圏 } 県外大学への寄附講座設置等による連携強化

北秋田医療圏 } 秋田市在住の女性医師等の地域勤務に係る受入環境整備

能代・山本医療圏 } 東北医科薬科大学卒業医師の受入体制強化

由利本荘・にかほ医療圏 } など

大仙・仙北医療圏 } など

横手医療圏 } など

湯沢・雄勝医療圏 } など